



VLAC-VR102-3:2015

Wi-SUN 通信機の性能試験を実施する試験所の認定に関する方針

Wi-SUN*通信機の性能試験を実施する 試験所の認定に関する方針

VLAC-VR102-3 :2015

発行日 2015年9月1日

株式会社 電磁環境試験所認定センター

〒106-0041 東京都港区麻布台 2-3-5 ノアビル 7階

*Wi-SUN は Wi-SUN Alliance の登録商標です。

*Wi-SUN Alliance と Wi-SUN Alliance ロゴは Wi-SUN Alliance の商標です。

1. 適用

この文書は Wi-SUN Alliance が定める通信機の性能試験を実施する試験所の認定について適用する。Wi-SUN Alliance には、

- (1) 電波法などの無線通信機性能試験 (RF Test)
- (2) Wi-SUN 規格の規格適合性試験 (Conformance Test) 及び
- (3) 異なる製造会社間の機器の相互接続性検証 (Interoperability Test)

がある。Conformance Test および Interoperability Test はいわゆるプロトコル試験であるが、この試験は SI 単位で表記される測定結果を伴う試験とは異なるので、本文書では Wi-SUN のプロトコル試験も含めた試験をおこなう試験所の能力を評価するための方針を述べている。なお、VLAC の認定は任意の活動であり、Wi-SUN Alliance とは無関係に試験所の技術能力を評価するものである。

2. 認定の対象となる試験所の条件

認定審査を申請する試験所は ISO/IEC 17025 の要求事項及び VLAC-VR101 の要求事項に加えて次に挙げる要件を満たしていること。

- (1) 試験所は Wi-SUN Alliance の認可を受けている
- (2) 試験所が試験に使用する試験機、コンピュータソフトウェア並びに関連する試験機材は Wi-SUN Alliance の認可を受けており、最新の規格の試験に対応している
- (3) 試験所は Wi-SUN Alliance の発行する規定及び規格（及びこれらの規定・規格が引用する外部規格）の最新有効版をいつでも参照できる
- (4) 試験員は Wi-SUN Alliance が要求している Wi-SUN Alliance による技術教育を受けている
- (5) その他の Wi-SUN Alliance の定める事項に適合していること。

3. 試験所の審査

試験所の審査においては ISO/IEC 17025 及び VLAC-VR101 の要求事項への適合性確認に加えて Wi-SUN Alliance の規定及び規格で要求されている品質システム及び技術能力を評価する。

4. 認定範囲

Wi-SUN の試験規格のうち当社の認定範囲は次のとおりである。なお最新版が発行され、それが有効となった場合はそれらの規格に置き換える。

- (1) IEEE 802.15.4-2011、 IEEE 802.15.4e-2012、 IEEE 802.15.4g-2012
- (2) Wi-SUN IEEE 802.15.4g PHY Conformance Test Suite Specification
- (3) Wi-SUN PHY Conformance Test Suite Procedures Specification



- (4) Wi-SUN PHY Interoperability Test Specification
- (5) Wi-SUN MAC Conformance Test Suite Specification for ECHONET Lite
- (6) Wi-SUN ECHONET Profile Interface Conformance Test Suite Specification
- (7) Wi-SUN Interoperability Test Specification for ECHONET Lite